



(1月~12月末現在:速報値)		
	平成24年	平成23年
全業種 (主な内訳)	③327	②334
製造業	131	145
建設業	50	②43
運送業	37	52
商業	46	29
その他	③63	65

※表中の〇数は死亡者で内数

左の表は、当署管内での休業4日以上労働災害発生状況を示し、昨年と一昨年を比較しています。速報値により、昨年と一昨年は比較していませんが「減少傾向」とまではいえません。

速報値による労働災害発生状況です

昨年11月22日、県西生涯学習センターで、管内121の技能実習生受入農家を対象に、労務研修会を開催しました。当署とH/W筑西の各担当から、労務、安全衛生、労働保険などについて説明し、事業主として遵守すべき事項の理解を求めました。出席は70名でしたが、欠席した農家にも当日の資料を後日配付しました。

技能実習生受入農家のための労務研修会を開催しました



技能実習生受入農家のための労務研修会
日時 平成24年11月22日(金)午後2時から
場所 県西生涯学習センター 多目的ホール

次 第

- あいさつ
- 技能実習生の労務管理について
- 農業における安全衛生の確保について
- 労災保険制度について
- 外国人雇用は、ルールを守って適正に
- 質疑応答

「労災かくし」とは、「故意に労働者死傷病報告を提出しないこと」、「虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出すること」をいい、このような「労災かくし」には、罰則を適用して厳しく処罰を求めると、厳正に対処することとしています。労災保険を使わない(使わせない)から労災としないというものはありません。労災は労災です。健康保険は使えません。労働災害が起ってしまったら、労働者死傷病報告を監督署に提出し、そ

「労災かくし」の場合には・・・

	全国	茨城	筑西署
全業種	△	▼	▼
製造業	△	△	▼
建設業	△	▼	△
運送業	△	▼	▼
商業	△	—	△
その他	△	△	△

「ほぼ同じような状況です。内訳で見ると「製造業」や「運送業」では減少し、「建設業」や「商業」では逆に増加して、それら以外の業種を「その他」とするとこれはほぼ同数です。しかしこの「その他」では今年3人の方が亡くなられています。結果、全業種で見ると右に記したとおりで「ほぼ同じような状況」となります。では茨城県や全国の場合はどうでしょう。減少は増加は△として上表をつくりました。同じく速報値なので確定状況ではありません。それぞれ多少の相違はあるものの減少傾向とまではいえないのは共通です。これらの状況を念頭に、本年一年労働災害の防止に引き続きご尽力をお願いいたします。



「ほぼ同じような状況です。内訳で見ると「製造業」や「運送業」では減少し、「建設業」や「商業」では逆に増加して、それら以外の業種を「その他」とするとこれはほぼ同数です。しかしこの「その他」では今年3人の方が亡くなられています。結果、全業種で見ると右に記したとおりで「ほぼ同じような状況」となります。では茨城県や全国の場合はどうでしょう。減少は増加は△として上表をつくりました。同じく速報値なので確定状況ではありません。それぞれ多少の相違はあるものの減少傾向とまではいえないのは共通です。これらの状況を念頭に、本年一年労働災害の防止に引き続きご尽力をお願いいたします。

Q 労災保険の適用は？

して労災保険の給付手続きをちゃんと取るよう措置してください。



質問です。先週末、終業後の午後6時頃に会社を出て私は自宅に向かっていた。10分ほど走ってからです業務用のキーをポケットに入れたままなのに気づき、持ち出し禁止なので戻さなければと思い会社に引き返していたその途中、急にネコがとび出し来たので急ブレーキをかけたところハンドルをとられて電柱にぶつかりケガをしてしまいました。会社に引き返す途中ケガをしたのはこれが二度目です。数年前には私物を忘れてしまっ取りに戻る際に縁石に乗り上げました。その時は大したケガではなかったのですが病院にも行きませんでした。今回は少し通院しないといけないし休まなければなりません。終業後のことだし、出勤するというものでもなかったし、労災保険は適用されませんか？

【お答え】

いや、労災が適用になる余地があるのではないのでしょうか。確かに「業務災害」とはいえませんが「通勤災害」とはいえそうです。労災保険が給付の対象とする通勤とは「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」をいいます。また、一日一往復のみしか認めないというものでもありません。帰宅の途中で業務に関連するものを忘れたために就業の場所へ引き返すというのには一般にあり得ることです。持ち出し禁止のキーだから戻さなければいけないし、それゆえに就業との関連性が認められます。つまり「就業に関し」ての往復となるでしょう。でも、数年前の一度目は労災の適用が難しくそうですね。「私物を取りに」ということだったとすると「就業に関し」といえるかどうか。大きなケガでなくよかったですと思います。